

# 羽村市立保育園民営化ガイドラインの策定

市では、多様な保育ニーズへの対応や待機児童の解消など、すべての子どもと家庭への総合的な子育て支援を推進するとともに、限られた人材や財源の効率的・効果的な活用を図るため、市立保育園の民営化を進めています。

民営化を進めるにあたり、保護者の不安を解消して円滑な実施を図り、良好な事業者の参入を促すため、民営化を実施する際の基本的なルール・基準である「羽村市立保育園民営化ガイドライン」を、意見公募手続を経て策定しました。

今後は、このガイドラインに沿って市立保育園の民営化を進め、これまで蓄積してきた保育に関する財産（人・もの・お金）を、総合的な子育て支援施策の実現に生かしていきます。

## ■羽村市立保育園民営化ガイドラインの概要

### (1) 民営化の手法

市の財政的な効果などを考慮し、市立保育園そのまま利用し民間事業者が私立保育園として運営する「民設民営方式」を採用します。

### (2) 民営化のスケジュール

移行準備期間を含め、平成25年4月に東保育園と西保育園を民営化し、平成26年4月にしらうめ保育園とさくら保育園を民営化する予定です。また、事業者決定後、対象園の保護者へ移行期間の保育内容などの説明会を行います。

# 市の臨時職員・嘱託職員 採用は登録制

### (3) 民営化実施事業の期間

合同保育の期間を含めた移行準備期間は、市立保育園の行事などを視察・見学するために1年程度を確保します。

### (4) 事業者の公募および選定方法

事業者は公募とし、対象園の保育水準を満たした、保育の質の維持・向上が図れる事業者を選定します。

### (5) 三者協議会の設置と移行準備期間

民間移行が円滑に進むよう、保護者・事業者・市の三者による協議会を設置します。

また、十分な移行準備期間を確保し、移行計画を策定して、保護者の理解が深められるよう配慮します。

### (6) 民営化移行後の羽村市の責任と支援体制

民営化後も、保護者・事業者・市の三者において一定期間協議を継続します。保護者と新園において問題が発生した場合は、市が解決に協力します。

## ■ガイドラインの閲覧場所

市役所2階保育課窓口・1階市政情報コーナー・市ホームページ

## ■意見公募手続の結果

意見公募手続の結果を、市役所2階保育課窓口・1階市政情報コーナー・市ホームページで公表します。

問合せ 保育課保育係

臨時職員・嘱託職員の採用は、市の業務が一時的に増加した場合や資格や経験を持つ方が必要となる場合に、登録している方の中から条件に合う方を採用する方法（登録制）をとっています。

登録を希望する方は、職員課で登録してください。登録の有効期限は2年間です。登録期間中に雇用できない場合があります。

### ■登録に必要なもの

○臨時職員等登録台帳（市役所3階職員課窓口で記入、または市ホームページからダウンロードしたものに記入して持参）

○顔写真1枚（縦横各3cm以上の大きさ・証明写真でなくとも可）

○資格証の写し（資格に基づく業務を希望する場合）

### ■雇用職種

一般事務、保育士、保健師、看護師、レセプト点検員、学童クラブ指導員、学習サポート、学校図書館巡回司書、土木作業員など（資格が必要な場合あり）

### ■雇用条件など

○雇用期間は原則6か月（職種によっては1年間）

勤務成績良好であれば更新可）

○交通費は公共交通機関を利用した実費のみ支給（報酬（時給）は830円／（職種により異なる）

○その他

登録台帳からの雇用のほかに、担当課から広報はむらなどで別途募集することがあります。

問合せ 職員課給与厚生係

## 暮らし

### ■ 固定資産評価審査委員会委員の選任

秋山 法さん（五ノ神在住）

12月の市議会定例議会での同意を得て、固定資産評価審査委員会委員に選任（再任）されました。

任期 平成22年12月20日～25年12月19日

問合せ 庶務課庶務文書係

### ■ 福生都市計画生産緑地地区の変更

告示日 1月1日(土)

※1月4日(火)から（土・日曜日、祝日を除く）、市役所2階都市計画課窓口で閲覧することができます。

問合せ 都市計画課都市計画係

### ■ 容器包装プラスチックで拠出金1046万円が交付

市では、収集された容器包装プラスチックなどを（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡して、リサイクルの推進を図っています。市から引き渡した容器包装プラスチックなどに汚れや異物の混入がないことなどから、協会から良好な資源と

しての評価をいただき、1046万円の拠出金が交付されました。

これは、日ごろから市民の皆さんに、容器包装プラスチックの汚れを落とし、正確な分別をしていただいていることによるものです。今後ともご協力をお願いします。

問合せ リサイクルセンター☎578-1121

## 年金

### ■ 20歳から国民年金がスタート

国民年金は、公共年金制度の土台として、国が全国民共通の基礎年金として運営し、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のだれもが加入しなければならない社会保障制度です。

20歳の誕生日を迎えた後速やかに加入の手続きをしましょう。就職により厚生年金保険や共済組合に入加入している方以外は、国民年金に加入する必要があります。国外に住む日本人の方は、任意加入することができます。

新成人の方には、日本年金機構から国民年金の加入手続きの書類が送付されます。必要事項を記入し、市役所1階保険年金課へ提出してください。

※経済的に納付の困難な方には、納付が免除または猶予される制度があり

ます。いずれも申請し、承認を受けることが必要です。

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

※受付期間後の申請は入所判定に影響します。注意してください。

申請場所 市役所2階児童青少年課窓口

※申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます。

## 子育て

### ■ 1月のおしゃべり場

おしゃべり場で一緒に話そう！

1月のテーマ ほめること

中央児童館 1月13日(木)

西児童館 1月14日(金)

東児童館 1月18日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分

※直接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター☎578-12882

## 税金

### ■ 住宅用地などの申告は1月31日(月)まで

市内に土地を所有し、次に該当する方は、1月31日(月)までに申告してください。

平成22年中に

○住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した

○住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなつた

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した

○住宅を事業用家屋に用途変更した

※固定資産税の賦課期日（1月1日）

前に、住宅を取り壊した（住宅用地として土地利用をしていない）場合

でも、一定の要件で住宅用地の建替え特例措置を受けることができます。

その場合は、別途申告が必要です。

受付期間 平成23年4月現在、市内在住の小学校1～3年生

（平成23年4月現在、市内在住の小学校1～3年生）

（平成23年4月現在、市内在住の小学校1～3年生）

受付期間 1月5日(水)～19日(水)（祝日を除く）午前8時30分～午後5時

申告先・問合せ 課税課資産税係